

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

## 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月1日（金）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （16名）

農業委員 (7名)

会長

8番 榊原 照博  
1番 野口 敏春  
2番 西村 正史  
3番 川下 始  
4番 川崎 豊洋  
6番 市丸 義則  
7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (9名)

笹本 和彦  
江下 久子  
田島 一昭  
蕪竹 敏治  
大岡 利昭  
内田 圭一郎  
内田 秀敏  
三原 仁  
田久保 孝一

欠席委員 (農業委員1名)

5番 福江 晋

(推進委員2名)

池田 信文  
浦田 進

#### 4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について  
議案第 129 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について  
議案第 130 号 農地法第 4 条の規定による許可申請審議について  
議案第 131 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について  
議案第 132 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による  
農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文  
農地係長 大岡 寿憲  
主 事 増山 心美

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から 35 回総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員 7 名、推進委員 9 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、4 番の川崎委員と 6 番の市丸委員よろしくお願ひします。</p> <p>本日の提出議案は、議案第 129 号 7 件、議案第 130 号 1 件、議案第 131 号 2 件、議案第 132 号 2 件となっております。</p> <p>それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を 2 件受理したので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	(解約報告)
議長	<p>事務局の報告が終わりました。</p> <p>報告内容について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見なし)</p>

議長	<p>ご意見等無いようなので、報告第1号1番及び2番について追加の指導等は実施いたしません。</p> <p>続きまして、議案第129号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは、2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2番の説明の前に、1番については取り下げられましたので報告します。後日、あっせんの議案で審議予定です。よろしく申し上げます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>おはようございます。</p> <p>4月29日に、会長と江下推進委員と〇〇さんの家に訪問して話を聞いてきました。</p> <p>対価の方も242,000円ということで間違いないということで、早くしてくださいというようなことを言われました。</p> <p>現地は基盤整備が行われて、お茶が植えてある状況です。以上です。</p>
議長	<p>続けて私からですけど、田島推進委員が言われたとおりです。調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第129号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第129号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>この案件も4月29日に、会長と江下推進委員と、〇〇さんと〇〇さんの立会いのもとで確認してきました。</p> <p>今まで、〇〇さんがここに玉ねぎを作って管理されていました。</p> <p>今度は、玉ねぎを作らないで、みかんを植えてみかんの管理をするということでした。対価の方も、双方これで納得されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続けて私からですけど、田島推進委員が言われたとおりです。</p> <p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第129号3番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第129号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、3番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>

	<p>なお、借受人につきましては別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員、笹本推進委員、市丸農業委員及び三原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村農業委員	<p>この件につきましては、4月29日に〇〇さん、〇〇さん親子と笹本推進委員で確認をいたしました。</p> <p>この案件で、大字伊福について、私の方から説明します。</p> <p>契約自体が親子間貸借ということで、期間については、今回が令和8年9月2日からということで両方継続になっています。</p> <p>賃借料については、使用貸借契約のためありません。</p> <p>畑については、1951-1と1952-1については、みかんとか野菜等をここに栽培をされています。</p> <p>2952、2953、2954には、レモンとかポンカンを栽培してありまして、いろんな果樹の試験的栽培の畑として使ってますという説明でした。伊福地区につきましては以上です。</p>
笹本推進委員	<p>みかんに関しては、由良と、ポンカン、レモン、大変よく管理をされてました。以上です。</p>
市丸農業委員	<p>大浦の農地を報告します。</p> <p>27日、三原推進委員と行って参りました。</p> <p>〇〇さんが大浦の方へ来ていただきました。</p> <p>ここは多良の方が昭和42年に開墾されて、その時のメンバーが6人、六共園ということで、共同で管理栽培をされていました。</p> <p>今、残っている方が4人だそうです。</p> <p>〇〇さん、〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが、今栽培をしていますが、かなり荒れかけています。</p> <p>現地は、長川良から中畑の方に通り抜ける道の途中です。入口は、有害鳥獣対策のためワイヤーメッシュで閉めてありました。</p> <p>己36-3は極早生を植えておられましたが、半分ですね、あと半分は耕作放棄でみかんを作っておられません。</p> <p>己64-1も、極早生みかんで、由良と日南を植えておられました。</p> <p>己64-4は、耕作放棄地です。</p>

	<p>もうやめられた方が増えたので、道を上がってくるために除草作業を自分たちでしないと管理ができないということでした。</p> <p>将来的には、管理する方が減って大変だなと思って帰りました。以上です。</p>
三原推進 委員	市丸委員の報告に間違いありません。以上です。
市丸農業 委員	すいません、設定期間は、先ほど西村委員が言われたとおりで、10年です。なぜ、親子間で契約しないといけないのか、聞いたところ、分からないということでした。以上です。
事務局	農業者年金ではなくて、息子さんの方の何か事業とかじゃないかなと思います。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第129号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第129号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、4番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第129号5番と議案第132号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見についての1番は、貸し手が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	異議なしと認めます。

事務局	<p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>なお、借受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2号各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
西村農業委員	<p>4月29日に、〇〇さんと、〇〇さん、笹本推進委員と確認をしました。</p> <p>〇〇さんにつきましては、どうしても当日はこちらにいないということで、電話で内容等について確認をしました。</p> <p>賃借人の方に尋ねたところ間違いないと説明を受けました。</p> <p>農地については、30年くらい前から耕作してたという話をされてました。</p> <p>今回の設定期間の4年ですけど、確認したところ、中山間事業で5年間作らないといけない関係で、事業計画の残り4年間の設定にしていますという説明でした。</p> <p>次の議案第132号についても、4月29日に、〇〇さん、〇〇さん、笹本推進委員で確認をしました。</p> <p>ここは6112㎡というかなり広いところで、みかんを栽培されていましたが、よく管理をされてるというふうに思いました。</p> <p>以上です。</p>
笹本推進委員	<p>〇〇さんが作られているところは、大変よく管理をされていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第129号5番及び議案第132号1番について、ご異</p>

議長	<p>議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第129号5番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、5番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第132号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の議案第129号6番と議案第131号農地法第5条の規定による許可申請審議についての1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p>

	<p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島農業委員	<p>この件につきましては、4月29日、大岡推進委員、〇〇さん、〇〇さんの4名で調査及び確認をしました。</p> <p>ここは、住宅を建設をするために、分筆して、鉄道側の方をそのまま農地で、家庭菜園をするということです。</p> <p>ただ、住宅部分が約600㎡になりますが、道路に面するところを進入路として使用したいということです。</p> <p>金額については、50万円ということで確認しています。分筆したために、12万8千円と32万2千円ということになっています。</p>
大岡推進委員	<p>今、中島農業委員が詳しく説明されましたので、私の方からは特にありません。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは、議案第129号6番及び議案第131号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第129号6番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、6番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第131号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p>

議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第129号7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、市丸農業委員、川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。</p>
市丸農業委員	<p>23日に、川下農業委員、田久保推進委員、〇〇さんが来ていただいて、現地確認をしました。</p> <p>丁409は全部デコポンを作っておられました。</p> <p>丁211-1と丁212は水田です。</p> <p>その他の農地は、早生みかんや伊予柑を植えておられます。</p> <p>〇〇さんは、今までお勤めをされてまして、父も高齢で、面積もある程度あるから、自分がやっていこうと思ったということでした。</p> <p>全体の農地は、軽トラックしか入れないような農地で、管理的にはちょっと厳しい、自分たちから見たら耕作しにくい農地でした。</p> <p>息子さんがまだ40代だから管理されると思いますけど、本人さんがやるということでしたので、頑張ってみかん作りをしていただきたいなと思いました。以上です。</p>
川下農業委員	<p>今、市丸委員から詳しく説明をしていただきましたので、私の方から別にございませんが、1つだけ、隣接農地を八反ぐらい〇〇さんが農地を借りられていますので、その続きでされたのではと思っています。</p> <p>以上です。</p>
田久保推進委員	<p>2人からの報告の通りです。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>調査報告が終わりました。  それでは議案129号7番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。  議案第129号7番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。  したがって、7番は原案どおり認められました。  続きまして議案130号、農地法第4条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。  それでは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請地の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しても特に問題はなく、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、中島農業委員及び蕪竹推進委員から調査報告をお願いします。</p>
中島農業委員	<p>ここについては、農地パトロールで耕作放棄地ということで、何回となく訪れております。</p> <p>〇〇さんにつきまして、今回は電話連絡だけの確認にさせていただいたんですけど、前々回にクヌギを植えられたところがこの近辺です。</p> <p>本当は、一緒に全部処理をしたかったけれども、自分がその申請を出しそびれていたということで、改めて全部クヌギ植えたいということでした。</p>

	<p>た。</p> <p>結果としては、来年の冬に植えるつもりで、苗木の注文もしているということでした。ここらへんの農地は、水がなくて、耕作するにもなかなか難しいし、イノシシも入ってきて、石垣を壊したりしているということで、もうどうにもできないということでした。</p>
蕪竹推進委員	<p>私の方からは、中島委員が言われた説明の通りです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第130号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第130号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第131号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>申請の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。</p> <p>また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積は必要最小限であること、土砂の流出や崩壊など排水関係の処理に関しては特に問題はなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>調査された田島推進委員、江下推進委員からの調査報告をお願いします。</p>
田島推進	<p>4月12日に、責任者の方が見えて会長と江下推進委員と話を聞いて</p>

委員	<p>きました。</p> <p>賃借料の方も月8,000円の30年ということで確認してきました。</p> <p>変わったことは、フェンスをきちんと張るというようなことも話してきました。以上です。</p>
江下推進 委員 議長	<p>賃借料については、月々30年間支払うということでした。以上です。</p> <p>続けて私から報告します。</p> <p>太陽光については、現場に絶対来てもらわないと困るので、皆さんも電話で済ませるとかではなくて、排水処理とか現場で確認しながら、調査をしてもらうようにお願いします。以上です。</p>
西村農業 委員	<p>内容について、幾らか確認したいんですけども、雨水の排水については地下浸透だけ。約1反近くのところで、地下浸透だけで大丈夫かなと思うんですけど、近くに2軒住宅がありますが大丈夫ですか。</p>
議長	<p>住宅のあるところは、地形的に傾斜が上の方になりますので、大丈夫です。</p> <p>雨水は、横に嫁川という2級河川が流れてますので、そちらに排水されます。</p>
西村農業 委員	<p>分かりました。</p> <p>あと1点、どこのソーラーでも問題になってるんですが、作った後の管理です。除草については、〇〇が直接されるということですか。</p>
議長	<p>はい。</p>
西村農業 委員 議長	<p>それは、契約書で謳ってあるんですか。</p> <p>契約書ではなく、こっちからの要望で、除草してくださいと言いました。</p>
西村農業 委員	<p>業者によっては、綺麗にしてるところもあるんですよ。逆に除草していないところもある。これは全国的にも1つの問題だと思いますのでやはりこういった当初の契約のときに、そこら辺までしっかりした方が、後々問題にならないんじゃないのかなというふうに思います。</p>

<p>議長</p>	<p>それから契約期間の30年でありますけども、30年後にこの施設についてはどうなってるのかな、これについても契約等があるのかなと思います。</p> <p>これも全国的なところで問題になっていて、特に、その廃棄等で問題なっているというところで新聞記事等に載ってるかと思うんですけど、ソーラーパネルを設置するにあたっては、よく確認して、契約等に含めておいたほうが良いと思います。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案第131号2番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第132号2番について、事務局の説明の前に、西村農業委員はこの議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(西村農業委員離席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、野口農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。</p>

野口農業委員	<p>27日に、笹本推進委員と〇〇さん、西村さんの4名で現地を確認しました。</p> <p>現在は、権利の設定を受けている方ということで〇〇さんが、ハウスでいちごを栽培されておりまして、緑のところは、不知火を栽培されておりまして。</p> <p>今の契約期間が終わる7月までは、〇〇さんがいちごを栽培されて、その後、〇〇さんが、ハウスの中はみかんの方に切り替えるという話でした。そして、不知火の方も、違う柑橘を植えるという話をされました。</p> <p>賃借料等内容につきましては、〇〇さんと西村さん、双方ともに異議ないということです。</p>
笹本推進委員	<p>ハウスでは、にじゅうまるかなつみをしたいという考えを持っておられるそうです。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第132号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決を採ります。</p> <p>議案132号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>(西村農業委員着席)</p>
議長	<p>以上で、本日は議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>この際、その他の件について、ご意見があれば挙手をお願いいたします。</p>

議長	<p>(なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第35回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。</p>
----	---

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 5 月 1 日

会 長 榑 原 照 博

議事録署名者 川 崎 豊 洋

議事録署名者 市 丸 義 則